

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月14日
【四半期会計期間】	第101期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	経理部長 金井 広一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	経理部長 金井 広一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第100期 第2四半期 連結累計期間	第101期 第2四半期 連結累計期間	第100期
会計期間		自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高	(百万円)	331,021	288,460	647,976
営業利益	(百万円)	50,448	37,339	95,748
経常利益	(百万円)	47,347	34,554	90,036
四半期(当期)純利益	(百万円)	33,326	24,479	58,511
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	6,220	7,370	55,645
純資産額	(百万円)	393,851	406,131	423,427
総資産額	(百万円)	943,208	921,939	1,004,660
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	116.95	85.90	205.33
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	116.94	85.87	205.31
自己資本比率	(%)	41.1	43.5	41.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	36,374	36,868	90,624
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	12,030	31,391	2,561
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	63,431	63,181	77,977
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	81,224	112,296	112,567

回次		第100期 第2四半期 連結会計期間	第101期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自平成23年7月1日 至平成23年9月30日	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	69.56	44.24

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況、1 四半期連結財務諸表、[注記事項]、(セグメント情報等)」に記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異なる変動等または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の連結業績は、次のとおりとなりました。

売上高	2,884億60百万円 (対前年同四半期連結累計期間)	425億60百万円減、12.9%減)
営業利益	373億39百万円 (同)	131億8百万円減、26.0%減)
経常利益	345億54百万円 (同)	127億92百万円減、27.0%減)
四半期純利益	244億79百万円 (同)	88億47百万円減、26.5%減)

売上高については、新規抗がん剤「ハラヴェン」、ヒト型抗ヒトTNFモノクローナル抗体「ヒュミラ」等の新製品群が伸長する一方、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」とプロトンポンプ阻害剤「パリエット」(米国名「アシフェックス」)が市場の競合激化や日本における薬価改定等の影響を受け減少した結果、減収となりました。「アリセプト」の売上高は534億26百万円(同279億27百万円、34.3%減)、「パリエット」の売上高は532億78百万円(同99億98百万円、15.8%減)であります。がん関連領域製品の売上高は、「ハラヴェン」の貢献により484億87百万円(同21億83百万円、4.7%増)となり、連結売上高に対する構成比は16.8%(前年同四半期連結累計期間は14.0%)に拡大いたしました。また、てんかん領域製品の売上高は、欧州でのAMP A受容体拮抗剤「Fycompa」の新発売もあり、73億81百万円(同7億73百万円、11.7%増)と二桁成長いたしました。

売上原価(返品調整引当金繰入額および戻入額を含む)は849億63百万円(同7億8百万円、0.8%減)であり、売上原価率は製品構成の変化や日本における薬価改定の影響等により、前年同四半期連結累計期間より3.6ポイント上昇し、29.5%となりました。研究開発費は大型臨床試験の終了等により、574億45百万円(同54億76百万円、8.7%減)となりました。研究開発費を除く販売費及び一般管理費は、日本・欧州における「アリセプト」物質特許満了後のファイザー社に対する提携費用の減少、これまで実施してきた構造改革等による人件費の減少および全社での費用効率化等により、1,087億11百万円(同232億66百万円、17.6%減)となりました。

以上の結果、販売費及び一般管理費は減少したものの、売上高の減少が影響し、営業利益は減益となりました。

営業外損益は27億85百万円の費用(純額)(同3億16百万円減)となりました。また特別損益は連結子会社であるエーザイ・アジア・リージョナル・サービス・プライベート・リミテッドが同社の子会社であるエーザイ・(タイランド)・マーケティング・カンパニー・リミテッドの増資を引受けたことに伴い負のれんが発生し、特別利益として計上したこと等により17億38百万円の利益(純額)(同5億83百万円減)となりました。

以上の結果、四半期純利益は244億79百万円となり、1株当たり四半期純利益は85円90銭(同31円06銭減)となりました。また、四半期純利益に少数株主損益およびその他の包括利益を加減した四半期包括利益は、為替換算調整勘定の変動により73億70百万円となりました。

[ キャッシュ・インカム ]

当社グループは、キャッシュ創出力を表す経営指標として、キャッシュ・インカムを使用しております。キャッシュ・インカムは、成長投資、配当支払、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、企業の成長性・戦略を検証する尺度と考えております。

当四半期純利益は244億79百万円、有形・無形固定資産の減価償却費は208億31百万円、のれん償却額は37億43百万円、減損損失(投資有価証券評価損含む)は10億73百万円となりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・インカムは501億27百万円(前年同四半期連結累計期間比13.1%減)となり、1株当たりキャッシュ・インカムは175円89銭(前年同四半期連結累計期間より26円49銭減)となりました。

\*キャッシュ・インカムの算式

当期純損益 + 有形・無形固定資産減価償却費 + インプロセス研究開発費 + のれん償却額 + 減損損失(投資有価証券評価損含む)

\*1株当たりキャッシュ・インカムの算式

キャッシュ・インカム ÷ 期中平均株式数(自己株式控除後)

[ セグメントの状況 ]

(各セグメントの売上高は外部顧客に対するものであります)

当社および連結子会社(以下、当連結グループという)のセグメントは、医薬品事業とその他事業から構成されており、医薬品事業の各リージョンを報告セグメントとしております。医薬品事業では、主に医療用医薬品の製造・販売を行っております。

当連結グループは、従来、医薬品事業をイースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、米国、欧州、ニューマーケット・アセアン(ブラジル、メキシコ、ロシア、カナダ、オーストラリア、インド、中東、東南アジア等)の4リージョン体制としておりましたが、カナダ、メキシコ、ブラジルをはじめとする新市場に対するマネジメントを各リージョンから直接行うことを目的に、第1四半期連結会計期間より4リージョンの担当地域を再編いたしました。新たな4リージョン体制は、イースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、アメリカス(北米、中南米)、EMEA(Europe/Middle East/Africa: 欧州、中東、アフリカ)、インド・パシフィック(Indo-Pacific: 南アジア、アセアン、オセアニア)であります。この再編に合わせて報告セグメントの区分方法を変更し、前年同四半期連結累計期間のセグメント情報に反映しております。

なお、その他事業は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料などに係る事業を含んでおります。

< イースト・アジア医薬品事業 >

売上高は1,839億42百万円(前年同四半期連結累計期間比7.9%減、為替の影響を除いた前年同四半期連結累計期間比は7.8%減)、セグメント利益は749億7百万円(同10.8%減)となりました。そのうち、日本の売上高は1,677億51百万円(同9.6%減)と減少いたしました。中国の売上高は104億73百万円(同25.9%増)と順調に伸びてまいりました。

「アリセプト」の売上高は433億77百万円(同28.2%減)、「パリエット」の売上高は271億3百万円(同12.8%減)、「ヒュミラ」の売上高は139億98百万円(同23.0%増)、「ハラヴェン」の売上高は26億99百万円(同358.1%増)であります。

日本医療用医薬品事業においては、薬価改定の影響と競合の激化により「アリセプト」の売上高が403億44百万円(同29.9%減)、「パリエット」の売上高が257億33百万円(同13.2%減)となりました。ファイザー社と共同販促を展開している疼痛治療剤(末梢性神経障害性疼痛・線維筋痛症)「リリカ」の共同販促収入は63億26百万円(同30.3%増)であります。また、平成24年4月に不眠症治療薬「ルネスタ」を、同年9月に抗リウマチ薬「ケアラム」を新発売いたしました。

< アメリカス医薬品事業 >

売上高は752億28百万円(前年同四半期連結累計期間比8.3%減、為替の影響を除いた前年同四半期連結累計期間比は7.8%減)、セグメント利益は166億53百万円(同7.4%減)となりました。

「アリセプト」の売上高は74億44百万円(同1.5%増)、「アシフェックス」の売上高は234億8百万円(同18.0%減)、「ハラヴェン」の売上高は57億96百万円(同13.5%増)であります。

< E M E A 医薬品事業 >

売上高は124億83百万円(前年同四半期連結累計期間比48.2%減、為替の影響を除いた前年同四半期連結累計期間比は42.3%減)、セグメント利益は5億78百万円(同84.6%減)となりました。

「アリセプト」の売上高は物質特許満了の影響を受け17億63百万円(同86.1%減)、「パリエット」の売上高は19億39百万円(同28.8%減)、「ハラヴェン」の売上高は22億34百万円(同328.8%増)であります。

平成24年9月、「Fycompa」を英国、ドイツ、オーストリア、デンマークで新発売し、てんかん領域製品ラインを拡充いたしました。

ロシアにおいて、平成24年6月に抗てんかん剤「ゾネグラン」、同年7月に「ハラヴェン」の販売承認を取得し、新発売に向けた準備を開始いたしました。

< インド・パシフィック(Indo-Pacific)医薬品事業 >

売上高は34億19百万円(前年同四半期連結累計期間比4.0%減、為替の影響を除いた前年同四半期連結累計期間比は1.3%増)、セグメント利益は8億41百万円(同10.4%減)となりました。

「アリセプト」の売上高は8億41百万円(同9.6%減)、「パリエット」の売上高は8億26百万円(同13.1%減)、「ハラヴェン」の売上高は37百万円(同110.1%増)であります。

< その他事業 >

売上高は133億86百万円(前年同四半期連結累計期間比38.4%減)、セグメント利益は63億9百万円(同41.0%減)となりました。

[ 資産等の状況 ]

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、9,219億39百万円(前連結会計年度末より827億20百万円減)となりました。増減の主な内容は長期借入金の返済による現金及び預金の減少、為替変動による海外子会社資産の円換算額の減少によるものであります。

負債合計は、5,158億8百万円(同654億23百万円減)となりました。増減の主な内容は長期借入金の返済によるものであります。

純資産合計は、4,061億31百万円(同172億96百万円減)となり、自己資本比率は43.5%(同2.1ポイント増)となりました。また、負債比率(Net DER)は、前連結会計年度末と同水準の0.38倍となりました。

なお、当連結グループは経営資源の最適化を考慮し、グループ全体での投資等の意思決定を行っているため、資産および負債等についてはセグメントに配分しておりません。

\* 負債比率(Net DER)の算式

(有利子負債(借入金 + 社債) - 現預金 - 有価証券) ÷ 自己資本

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動から得たキャッシュ・フローは、368億68百万円(前年同四半期連結累計期間より4億93百万円増)となりました。税金等調整前四半期純利益は362億92百万円、減価償却費は208億31百万円、法人税等の支払額は123億10百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、313億91百万円の収入(同193億60百万円増)となりました。過年度子会社株式売却代金の回収による収入は、61億67百万円であります。前年同四半期連結累計期間差の主な要因は、長期借入金返済の原資として3カ月超預金を取り崩したことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、631億81百万円の支出(同2億50百万円減)となりました。長期借入金の返済による支出が400億円、配当金の支払額が227億98百万円であります。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,122億96百万円(前連結会計年度末より2億70百万円減)となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、前事業年度の有価証券報告書提出日からの重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を、以下の「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」(以下、本対応方針)として定めております。

本対応方針は、平成18年2月28日開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものであります。その後、平成23年8月に有効期間と一部記載事項の変更を行うものの、内容としては継続することが当社取締役会で決議されております。本対応方針については、毎年、定時株主総会後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で継続・見直し・廃止の審議を行うことになっております。

平成24年度は、6月21日に開催された第100回定時株主総会終了後に、新任2名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会(委員長：鈴木修)を開催し、本対応方針が以下の仕組みを有しており、本文中の一部記載形式の変更は行うものの、内容としては現行で継続することを当社取締役会に提案する旨、決議いたしました。

経営陣の恣意性が排除されている。

本対応方針は、毎年、継続・見直し・廃止が検討される。

取締役選任議案をもって、本対応方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる。

なお、平成24年8月1日開催の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続が審議され、承認されております。

[ 当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針 ] (平成18年2月28日公表、平成24年8月1日改正)

1. 導入の理由

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(h h c)企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならない。また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様価値を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。特に、当社の発行済株式総数の15%以上に相当する株式の買付が行われると、当社経営に重大な影響が生じ、上記施策を遂行・達成することができなくなるおそれがあります。この15%以上に相当する株式の買付による影響については、次の事項からもその重大さは明らかであると考えられます。まず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権の15%以上、20%未満を所有し重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在がある場合が含まれていることがあげられます。また、15%という株式の買付は、株主総会の特別決議の否決に関して、その定足数も考慮に入れた場合、非常に大きな割合を占めることとなります。

もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が当社企業価値・株主共同の利益の確保の観点から不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくないと考えられます。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることとなります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社企業価値・株主共同の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが必要不可欠であると判断し、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者(以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様にも事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求される所です。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役7名は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」(その決議要件・決議事項等については(別紙1)「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。)に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4.に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要であるかどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

## 2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案(以下併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等<sup>(1)</sup>について、保有者<sup>(2)</sup>の株券等保有割合<sup>(3)</sup>が15%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等<sup>(4)</sup>について、公開買付け<sup>(5)</sup>に係る株券等<sup>(6)</sup>の株券等所有割合<sup>(7)</sup>及びその特別関係者<sup>(8)</sup>の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け

(1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

## 3. 本新株予約権の発行のプロセス

### 1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2. に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、(別紙2)に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面(以下併せて「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書(本必要情報を含みます)の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3. 3) (1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

### 2) 社外取締役独立委員会による当該買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・株主の皆様への代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の代表執行役社長に対しても、社外取締役独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を30日以内に提出することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び代表執行役社長からの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間(但し、下記3. 3) (3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間について90日を限度として延長することができるものとします。)(以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の精査・検討、当社代表執行役社長が提出した代替案の精査・検討、買付者等と当社代表執行役社長の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様当社代表執行役社長が提出した代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2. に規定する買付等を実行することはできないものとします。

### 3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3 . 1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3 . 3) (2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。  
但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとします。
- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4 . 1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等をすることはありません。  
但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとします。
- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等に必要範囲内、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)  
上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や当社の株主の皆様へ代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

### 4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3 . 3) (2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等をすることはありません。

### 5) 情報開示

当社は、本対応方針の運用に際しては、法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、以下に掲げる本対応方針の各手続きの進捗状況並びに当社社外取締役独立委員会及び当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

- (1) 上記2 . の1)又は2)に該当する買付がなされた事実
- (2) 買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (3) 社外取締役独立委員会が検討を開始した事実及び検討期間の延長が行なわれた事実(その期間と理由を含む)
- (4) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (5) 取締役会が、本新株予約権の発行の決議を行った事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項
- (6) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (7) 上記(4)又は(6)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、社外取締役独立委員会が本新株予約権の発行の中止又は本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を下した場合に社外取締役独立委員会が必要と認める事項
- (8) 上記(5)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、取締役会が別個の判断を下した場合に取締役会が必要と認める事項

#### 4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役会に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
  - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要(別紙2本必要情報1.の例示を含みます。)、買付等の価格の算定根拠(別紙2本必要情報3.の例示を含みます。 )及び買付等の資金の裏付け(別紙2本必要情報4.の例示を含みます。 )、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等(別紙2本必要情報5.の例示を含みます。 )の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件(別紙2本必要情報2.及び6.の例示を含みます。 )が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

#### 5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2016年6月30日までとします。

社外取締役独立委員会は、本対応方針導入後、毎年、定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

## 6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行う予定であります。

### 1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議(以下「本発行決議」といいます。)において、当社取締役会が割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

### 2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

### 3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

### 4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

### 5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

### 6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1カ月最長2カ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

### 7) 本新株予約権の行使条件

(1) 割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除き、(i)当社が発行者である株券等<sup>(9)</sup>の保有者<sup>(10)</sup>で、当該株券等に係る株券等保有割合<sup>(11)</sup>が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け<sup>(12)</sup>によって当社が発行者である株券等<sup>(13)</sup>の買付け等<sup>(14)</sup>を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有<sup>(15)</sup>に係る株券等所有割合<sup>(16)</sup>及びその者の特別関係者<sup>(17)</sup>の株券等所有割合と合計して15%以上となる者)、その共同保有者<sup>(18)</sup>(上記(i)に定めるとき)、その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、上記ないし記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、実質的に、上記の ないし 記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記 ないし を総称して「特定大量保有者等」といいます。))は、本新株予約権を行使することができません。

(ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。))又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。))

(イ)当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。))以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者

(ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。))

(エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。))

(9) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(10) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(11) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

(12) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(13) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(14) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。

(15) これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。

(16) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

(17) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(18) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義されるものをいい、同条第6項に基づき共同保有者と見なされる者を含みます。

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議に

において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6.7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様にご損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなりません。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することとなります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

なお、社外取締役独立委員会は、新株予約権の発行を決定した後でも、上記3.3)(1)に記載のとおり、買付者等からの提案を判断する前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができます。本新株予約権の発行の中止を判断した場合には、当社1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

3) 発行に伴って株主の皆様が必要となる手続

(1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様におかれては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることとなります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

8. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)に沿うものです。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方について」も踏まえております。

(別紙1)

### 社外取締役独立委員会の概要

#### 1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

#### 2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

#### 3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び代表執行役社長が社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対して代表執行役社長が提出する代替案の検討及び当社株主への当該代替案の提示
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

(別紙2)

### 本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同保有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。)の名称、主要な事業、住所等。)、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでにを行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

## (4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における研究開発費総額は、574億45百万円(前年同四半期連結累計期間比8.7%減)、売上高比率19.9%(前年同四半期連結累計期間より0.9ポイント増)であります。

なお、当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。

## [ 開発品の状況 ]

抗がん剤「ハラヴェン」(一般名：エリ布林メシル酸塩)は、乳がんに係る効能・効果で、各国で順次承認を取得し、平成24年10月現在の承認取得国数は42カ国となりました。また、肉腫を対象として、米国、欧州、アジアにおいてフェーズ試験が、日本でフェーズ試験が進行中であり、非小細胞肺癌を対象としたフェーズ試験が米国、欧州、日本、アジアにおいて進行中であり、乳がん化学療法のセカンドラインをめざした米国、欧州でのフェーズ試験については、試験結果の解析を含め申請に向けた検討を行っております。

A M P A受容体拮抗剤「Fycompa」(一般名：ペランパネル)は、12歳以上の部分てんかん併用療法の適応で、平成24年7月に欧州委員会(European Commission：E C)より、同年10月に米国食品医薬品局(F D A)より承認を取得し、同年10月現在の承認取得国数は30カ国となりました。日本、中国、アジアではフェーズ試験が進行中であり、全般てんかんの併用療法については、米国、欧州、日本、アジアでフェーズ試験が進行中であり、また、部分てんかんの小児適応では、米国、欧州においてフェーズ試験が進行中であり、また、

平成24年4月、日本で、ヒト型抗ヒトT N F モノクローナル抗体「ヒュミラ」(一般名：アダリムマブ)について、「尋常性乾癬及び関節症性乾癬」適応の承認条件となっていた使用成績調査(全例調査)に関し、厚生労働省から解除通達を受領いたしました。また、平成24年8月、関節リウマチにおける関節の構造的損傷防止に関する効能・効果の追加承認を取得いたしました。なお、関節リウマチにおける「ヒュミラ」の使用は原則として既存治療で効果不十分な場合に限定されますが、抗リウマチ薬の治療歴がない場合でも、関節の構造的損傷の進展が早いと予想される患者様には投与が可能となりました。さらに、平成24年10月、「クローン病」適応の承認条件となっていた使用成績調査(全例調査)についても厚生労働省から解除通達を受領いたしました。

平成24年5月、日本で、医薬品製造・販売子会社であるサンノーバ(株)は、ビタミンK<sub>2</sub>シロップ剤「ケイツーシロップ0.2%」(一般名：メナテトレノン)について、新生児・乳児ビタミンK欠乏性出血症に対する予防の効能・効果および用法・用量の追加承認を取得いたしました。

平成24年6月、欧州で、抗てんかん剤「ゾネグラン」(一般名：ゾニサミド)について、新規に診断されたてんかん患者様の部分発作に対する単剤療法の追加適応の承認を欧州医薬品庁(European Medicines Agency：E M A)より取得いたしました。また、ロシアで、「ゾネグラン」の成人部分てんかん発作の併用療法に関する販売承認を取得いたしました。

平成24年6月、日本で、抗リウマチ薬「ケアラム」(一般名：イグラチモド、開発品コード：T-614)について、関節リウマチの効能・効果で製造販売承認を取得いたしました。

平成24年5月、日本で、プロトンポンプ阻害剤「パリエット」(一般名：ラベプラゾールナトリウム)を含む、2種類のヘリコバクター・ピロリ除菌用3剤組み合わせ製剤(パック製剤)(「パリエット」とアモキシシリン水和物に加え、クラリスロマイシンを含む一次除菌用パック製剤およびメトロニダゾールを含む二次除菌用パック製剤)を申請いたしました。また、平成24年8月、日本で「パリエット」について、アモキシシリン水和物、クラリスロマイシンまたはメトロニダゾールを用いた3剤併用によるヘリコバクター・ピロリ感染胃炎におけるヘリコバクター・ピロリの除菌療法に係る効能・効果追加について公知申請いたしました。

平成24年6月、欧州で、抗てんかん剤「ゾネグラン」について、6歳以上の小児の部分てんかんにおける併用療法の適応追加の承認申請が受理されました。

平成24年8月、日本で、抗てんかん剤「E2080」(一般名：ルフィナミド)について、希少疾患であるレノックス・ガストー症候群に対する抗てんかん薬との併用療法に係る適応で承認申請いたしました。

抗がん剤「MORA b-004」(モノクローナル抗体)について、米国、欧州で、肉腫を対象としたフェーズ試験を開始し、進行中であり、

抗がん剤「E7016」(ポリADPリボースポリメラーゼ阻害剤)について、米国で、メラノーマを対象としたフェーズ試験を開始し、進行中であり、

血管塞栓用ビーズ「E7040」について、日本で、多血性腫瘍を対象としたフェーズ試験を開始し、進行中であり、

平成24年8月、日本で、抗がん剤「E7080」(一般名：レンパチニブメシル酸塩、マルチキナーゼ阻害剤)が、甲状腺がんを予定される効能・効果として、厚生労働省より希少疾病用医薬品(オーファンドラッグ)の指定を受けました。

(5) 従業員の状況

当第2四半期連結累計期間において、当連結グループの従業員数に著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、欧州での「アリセプト」物質特許満了によりE M E A医薬品事業における生産および販売実績が著しく減少いたしました。

(7) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動および前連結会計年度末に計画しておりました設備の新設等について著しい変更はありません。

なお、平成24年8月、モルフォテック・インク(米国)における研究設備の新設が完了いたしました。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	296,566,949	296,566,949		

(注) 提出日現在発行数には、平成24年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行することを下記開催の取締役会において決議されたものであります。

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日(発行年月日)	平成24年6月21日(平成24年7月9日)
新株予約権の数	1,530個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)
新株予約権の目的となる株式の数	153,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,510円(注3)
新株予約権の行使期間	平成26年6月22日～平成34年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,510円 資本組入額 1,755円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう、以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
 再編成対象会社の普通株式といたします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
 (注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。

- 5 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議された後、同日の取締役会において決議されたものであります。

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日(発行年月日)	平成24年6月21日(平成24年7月9日)
新株予約権の数	1,840個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)
新株予約権の目的となる株式の数	184,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,510円(注3)
新株予約権の行使期間	平成26年6月22日～平成34年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,510円 資本組入額 1,755円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。 )または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。 )(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
 再編成対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。

(8) 新株予約権の取得条項

(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。

5 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日 ~ 平成24年9月30日	-	296,566	-	44,985	-	55,222

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	21,283	7.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	17,064	5.75
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	15,344	5.17
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	8,300	2.80
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 Pitt Street, Sydney, NSW 2000, AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3-11-1)	7,590	2.56
エーザイ従業員持株会	東京都文京区小石川4-6-10 エーザイ(株)内	7,193	2.43
ジェービー モルガン チェース バンク 385147 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	5,333	1.80
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,680	1.58
公益財団法人 内藤記念科学振興財団	東京都文京区本郷3-42-6	4,207	1.42
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	2,974	1.00
計	-	93,972	31.69

(注) 1 自己株式は11,562千株(3.90%)であり、議決権がないため除いております。

2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)および資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。

3 ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLPから、平成24年6月5日付で提出された大量保有報告書により平成24年5月31日現在で15,062千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における株主名簿で確認することができないため除いております。

ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLPの大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLP	280 Congress Street, Boston, MA 02210, USA	15,062	5.08

また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、同グループ4社の共同保有として平成23年5月6日付で提出された大量保有報告書により平成23年4月25日現在で14,855千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における株主名簿で確認することができないため除いております。

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	8,568	2.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	2,980	1.00
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	2,359	0.80
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-5-2	947	0.32
計	-	14,855	5.01

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,562,900	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 284,529,200	2,845,292	同上
単元未満株式	普通株式 474,849	-	1単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	296,566,949	-	-
総株主の議決権	-	2,845,292	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ100株(議決権の数1個)および50株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式64株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	11,562,900	-	11,562,900	3.90
計	-	11,562,900	-	11,562,900	3.90

## 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

なお、平成24年10月1日付で次のとおり役職の異動を行っております。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表執行役専務	総括製造販売責任者兼 グローバル緊急対応・ PR・GR担当兼 社長特命担当	代表執行役専務	総括製造販売責任者兼 信頼性保証・ PR・GR担当兼 信頼性保証本部長兼 社長特命担当	土屋 裕	平成24年10月1日
執行役	チーフメディカル オフィサー兼 コーポレート メディカル アフェアーズ本部長兼 グローバル セーフティーボード 委員長	執行役	信頼性保証本部 副本部長兼 安全管理担当兼 グローバル セーフティーボード 委員長	エドワード・ スチュワート ・ギリ	同上

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)および第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	104,444	60,226
受取手形及び売掛金	197,166	180,183
有価証券	83,737	91,280
商品及び製品	43,108	47,706
仕掛品	18,283	16,951
原材料及び貯蔵品	13,804	14,802
繰延税金資産	42,479	42,543
その他	22,974	26,746
貸倒引当金	163	114
流動資産合計	525,835	480,327
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	85,580	81,174
その他(純額)	57,998	54,287
有形固定資産合計	143,578	135,461
無形固定資産		
のれん	119,054	108,731
販売権	65,338	58,668
技術資産	40,492	37,424
その他	13,755	13,054
無形固定資産合計	238,640	217,879
投資その他の資産		
投資有価証券	39,079	38,057
繰延税金資産	45,101	44,085
その他	12,586	6,281
貸倒引当金	163	152
投資その他の資産合計	96,605	88,271
固定資産合計	478,824	441,612
資産合計	1,004,660	921,939

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,205	23,169
短期借入金	6,000	6,054
1年内返済予定の長期借入金	40,000	15,520
1年内償還予定の社債	-	49,998
未払金	41,540	41,844
未払費用	56,021	42,851
未払法人税等	11,289	14,305
売上割戻引当金	16,473	13,668
その他の引当金	681	488
その他	9,718	6,585
流動負債合計	207,932	214,487
固定負債		
社債	79,994	29,997
長期借入金	219,314	201,040
繰延税金負債	23,019	19,566
退職給付引当金	31,385	24,723
役員退職慰労引当金	600	602
その他	18,986	25,390
固定負債合計	373,300	301,320
負債合計	581,232	515,808
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,985	44,985
資本剰余金	56,898	56,891
利益剰余金	464,176	465,857
自己株式	39,422	39,343
株主資本合計	526,638	528,390
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,241	933
繰延ヘッジ損益	1,054	1,097
為替換算調整勘定	110,032	126,798
その他の包括利益累計額合計	109,844	126,963
新株予約権	990	1,044
少数株主持分	5,643	3,658
純資産合計	423,427	406,131
負債純資産合計	1,004,660	921,939

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	331,021	288,460
売上原価	85,600	84,944
売上総利益	245,420	203,516
返品調整引当金繰入額	71	19
差引売上総利益	245,348	203,496
販売費及び一般管理費	194,900	166,157
営業利益	50,448	37,339
営業外収益		
受取利息	358	509
受取配当金	535	397
その他	204	164
営業外収益合計	1,097	1,071
営業外費用		
支払利息	3,536	3,399
為替差損	534	200
その他	127	255
営業外費用合計	4,199	3,856
経常利益	47,347	34,554
特別利益		
固定資産売却益	13	568
投資有価証券売却益	483	132
退職給付信託設定益	1,881	-
負ののれん発生益	-	1,960
その他	2	204
特別利益合計	2,379	2,866
特別損失		
固定資産処分損	51	53
減損損失	-	778
投資有価証券評価損	-	295
その他	6	0
特別損失合計	57	1,127
税金等調整前四半期純利益	49,669	36,292
法人税、住民税及び事業税	14,208	13,899
法人税等調整額	1,924	2,265
法人税等合計	16,133	11,633
少数株主損益調整前四半期純利益	33,536	24,659
少数株主利益	209	180
四半期純利益	33,326	24,479

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	33,536	24,659
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,853	322
繰延ヘッジ損益	250	43
為替換算調整勘定	25,211	16,923
その他の包括利益合計	27,315	17,289
四半期包括利益	6,220	7,370
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,271	7,360
少数株主に係る四半期包括利益	50	9

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	49,669	36,292
減価償却費	20,733	20,831
のれん償却額	3,610	3,743
負ののれん発生益	-	1,960
その他の損益(は益)	316	2,916
売上債権の増減額(は増加)	649	13,750
たな卸資産の増減額(は増加)	2,091	6,009
仕入債務の増減額(は減少)	3,225	2,815
その他の流動負債の増減額(は減少)	11,419	11,081
売上割戻引当金の増減額(は減少)	6,962	1,929
その他	7,339	1,946
小計	63,771	51,792
利息及び配当金の受取額	969	792
利息の支払額	3,665	3,405
法人税等の支払額	24,701	12,310
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,374	36,868
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	5,489	5,304
無形固定資産の取得による支出	2,401	6,900
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	3,526	2,267
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	18,173	2,645
過年度子会社株式売却代金の回収による収入	-	6,167
3カ月超預金の純増減額(は増加)	4,994	36,005
その他	280	1,044
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,030	31,391
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	54
長期借入金の返済による支出	-	40,000
社債の償還による支出	40,000	-
配当金の支払額	22,796	22,798
その他	635	436
財務活動によるキャッシュ・フロー	63,431	63,181
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,550	5,348
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	21,576	270
現金及び現金同等物の期首残高	102,800	112,567
現金及び現金同等物の四半期末残高	81,224	112,296

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

1 連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

2 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

【会計方針の変更】

該当事項はありません。

【会計上の見積りの変更】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの】

該当事項はありません。

【追加情報】

1 連結納税制度の適用

当社および一部の国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間より連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
研究開発費	62,922百万円	57,445百万円
販売諸費	52,541	40,232
給料及び賞与	28,636	25,863

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	96,638百万円	60,226百万円
有価証券勘定	57,168	91,280
小計	153,807	151,507
預入期間が3カ月を超える定期預金等	69,657	37,131
取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等	2,926	2,078
現金及び現金同等物	81,224	112,296

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	22,796	80.00	平成23年3月31日	平成23年5月24日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月1日 取締役会	普通株式	19,947	70.00	平成23年9月30日	平成23年11月17日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	22,798	80.00	平成24年3月31日	平成24年5月24日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月1日 取締役会	普通株式	19,950	70.00	平成24年9月30日	平成24年11月16日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益(又は損失)の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント(注1)					その他 (注2)	合計
	医薬品事業						
	イースト・ アジア	アメリカス	EMEA	インド・ パシフィック	計		
外部顧客への売上高	199,618	81,994	24,109	3,562	309,285	21,735	331,021
セグメント利益	83,976	17,990	3,753	939	106,660	10,697	117,358

(注) 1 各報告セグメントに属する主な国または地域は次のとおりであります。

イースト・アジア: 日本、中国、韓国、台湾、香港

アメリカス: 北米、中南米

EMEA (Europe/Middle East/Africa): 欧州、中東、アフリカ

インド・パシフィック (Indo-Pacific): 南アジア、アセアン、オセアニア

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料・製薬用機械などに係る事業を含んでおります。

2 報告セグメントの利益(又は損失)の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメントの利益計	106,660
「その他」の区分の利益	10,697
研究開発費(注1)	62,922
親会社の本社管理費等(注2)	3,987
四半期連結損益計算書の営業利益	50,448

(注) 1 当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。

2 親会社の本社管理費等は、当連結グループ全体の運営に係る費用であるため、セグメントに配分しておりません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
 該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益(又は損失)の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント(注1)					その他 (注2)	合計
	医薬品事業						
	イースト・アジア	アメリカス	EMEA	インド・パシフィック	計		
外部顧客への売上高	183,942	75,228	12,483	3,419	275,073	13,386	288,460
セグメント利益	74,907	16,653	578	841	92,981	6,309	99,290

(注) 1 各報告セグメントに属する主な国または地域は次のとおりであります。

イースト・アジア: 日本、中国、韓国、台湾、香港

アメリカス: 北米、中南米

EMEA (Europe/Middle East/Africa): 欧州、中東、アフリカ

インド・パシフィック (Indo-Pacific): 南アジア、アセアン、オセアニア

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料などに係る事業を含んでおります。

2 報告セグメントの利益(又は損失)の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメントの利益計	92,981
「その他」の区分の利益	6,309
研究開発費(注1)	57,445
親会社の本社管理費等(注2)	4,505
四半期連結損益計算書の営業利益	37,339

(注) 1 当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。

2 親会社の本社管理費等は、当連結グループ全体の運営に係る費用であるため、セグメントに配分しておりません。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結グループのセグメントは、医薬品事業とその他事業から構成されており、医薬品事業の各リージョンを報告セグメントとしております。

当連結グループは、従来、医薬品事業をイースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、米国、欧州、ニューマーケット・アセアン(ブラジル、メキシコ、ロシア、カナダ、オーストラリア、インド、中東、東南アジア等)の4リージョン体制としておりましたが、カナダ、メキシコ、ブラジルをはじめとする新市場に対するマネジメントを各リージョンから直接行うことを目的に、第1四半期連結会計期間より4リージョンの担当地域を再編いたしました。新たな4リージョン体制は、イースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、アメリカス(北米、中南米)、EMEA(欧州、中東、アフリカ)、インド・パシフィック (Indo-Pacific: 南アジア、アセアン、オセアニア)であります。この再編に合わせて報告セグメントの区分方法を変更し、前年同四半期連結累計期間のセグメント情報に反映しております。

#### 4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

##### (固定資産に係る重要な減損損失)

アメリカス医薬品事業において、一部の医療用医薬品の独占的権利(販売権)について将来キャッシュ・フロー見積額が帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては778百万円であります。

##### (重要な負ののれん発生益)

インド・パシフィック医薬品事業において、連結子会社であるエーザイ・アジア・リージョナル・サービス・プライベート・リミテッドが、同社の子会社であるエーザイ・(タイランド)・マーケティング・カンパニー・リミテッドの増資を引受けたことに伴い、負ののれんが発生いたしました。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては1,960百万円であります。

##### (金融商品関係)

該当事項はありません。

##### (有価証券関係)

該当事項はありません。

##### (デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

##### (企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	116円95銭	85円90銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	33,326	24,479
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	33,326	24,479
普通株式の期中平均株式数 (千株)	284,963	284,986
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	116円94銭	85円87銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	15	74
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	以下の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数1,637千株)。 ・平成17年6月24日決議分 ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 ・平成20年6月20日決議分 ・平成21年6月19日決議分 ・平成23年6月21日決議分	以下の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数1,372千株)。 ・平成17年6月24日決議分 ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 ・平成20年6月20日決議分 ・平成24年6月21日決議分

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年11月1日開催の当社取締役会において、平成24年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり第101期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の中間配当を行う旨を決議いたしました。

- 1 配当財産の種類および帳簿価額の総額  
 金銭による剰余金の配当 19,950百万円
- 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項  
 当社普通株式1株当たり中間配当額 70.00円
- 3 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 平成24年11月16日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月13日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下江 修行 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東川 裕樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。